

マージン率などの情報提供の義務化について

労働者や派遣先となる事業主がより適切な派遣会社を選択できるよう、インターネットなどにより派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取り組み状況などの情報提供が義務化されています。(労働者派遣法第 23 条第 5 項、同法施行規則第 18 条の 2)

情報提供すべき事項

- (1) 派遣労働者の数 1 人
- (2) 派遣先の数 1 件
- (3) マージン率 18.5%
- (4) 派遣料金の平均額 56,654 円
- (5) 派遣労働者の賃金の平均額 46,217 円
- (6) 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
 - ・法令順守（コンプライアンス）等について
 - ・新技術の情報提供及び道路計画について
 - ・交通安全及び健康管理について
- (7) 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
協定対象派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者
 - 労使協定を締結していない
 - 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 2025 年 3 月 31 日）